

令和元年台風第19号等で被災した事業者等への支援策（経済産業省関連）

1. 災害復旧等に向けた補助制度

（1）中小企業等グループ補助金

被災した中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設・設備復旧等の費用を補助。

- 宮城県・福島県・栃木県・長野県： 3/4補助（国1/2、県1/4）、上限15億円
- ※ 東日本大震災からの復興途上にある宮城県・福島県： 一定の要件の下、5億円まで定額補助

（2）小規模事業者持続化補助金

- 被災した個々の小規模事業者が、機械・車両購入、店舗改装から広告宣伝まで事業再建に取り組む費用を幅広く補助。
 - 宮城県・福島県・栃木県・長野県： 2/3補助、上限200万円
 - ※ 東日本大震災からの復興途上にある宮城県・福島県： 一定の要件の下、定額補助
 - 上記4県を除く災害救助法が適用された10都県： 2/3補助、上限100万円（直接被害のみ対象）

（3）自治体連携型補助金

- 災害救助法が適用された14都県が地域の被災企業の復旧・再建を支援していく取組について、当該都県に対してその実施に係る経費の1/2を補助。（1）適用の4県に加え、岩手県・茨城県・埼玉県・千葉県・神奈川県には国の補助率を2/3に引き上げる（※事業者に対する補助率は最大3/4、補助上限は都県が設計）。

（4）中小企業組合共同施設等復旧事業

- 災害救助法が適用された14都県の事業協同組合施設（倉庫、生産設備、加工施設、販売施設等）の災害復旧事業に要する費用を3/4補助（国1/2、県1/4）。

（5）商店街補助金

- 災害救助法が適用された14都県の被災した商店街の共同施設（アーケードや電灯等）の改修等の補助（最大3/4補助（国1/2、県1/4））や、集客イベント等に取り組む費用を補助（上限100万円、定額又は2/3補助）。
- 宮城県・福島県・栃木県・長野県においては、中小機構による仮設店舗整備への支援を行う（定額補助）。

（6）よろず支援拠点事業・専門家派遣事業等

- 災害救助法が適用された14都県において、よろず支援拠点等の相談機関のコーディネーター等を増員し、経営相談対応の体制等を充実させる。

（7）石油製品販売業早期復旧支援事業

- 災害救助法が適用された14都県の早期復旧、生活再建に必要不可欠なSS（サービスステーション）の機能回復のため、被害を受けた計量機等の設備等の補修又は入替工事に係る費用を3/4補助。

（8）地域の魅力発信による消費拡大事業

- 被災地域の復興に向けた風評被害払拭や旅行者による需要喚起のため、当該地域にある地域資源の魅力を、メディア・インフルエンサー等の招聘や商談会・セミナー等を通じて情報発信・PRを行う。

2. 予備費以外の支援

（1）日本政策金融公庫による資金繰り支援

- 災害救助法が適用された14都県で、直接・間接・風評被害を受ける中小企業・小規模事業者に対して、事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を通常とは別枠で融資。直接被害者については最大1億円まで金利を▲0.9%引下げ。
 - 引き下げ後の金利：中小事業（1.11%→0.21%）、国民事業（1.36%→0.46%）

（2）信用保証協会による資金繰り支援

- 災害救助法が適用された14都県で、一般保証（2.8億円、80%保証）とは別枠となるセーフティネット保証4号（2.8億円、100%保証※災害救助法適用地域）及び災害関係保証（2.8億円、100%保証※直接被害）を実施。

（3）政府関係金融機関の運営に必要な経費 - 台風19号災害マル経

- 被災した小規模事業者の資金繰りを支援するため、小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）について、災害対応の別枠を設け、貸付金利を▲0.9%引き下げる。

（4）小規模企業共済制度の特例災害時貸付け

- 被災した小規模企業共済の契約者に対し、一定額までの無利子貸付けを行う。

（5）下請け中小企業等への配慮徹底

- 災害を理由とした取引解消を行わないよう、下請中小企業等への配慮を徹底する通達を業界団体・自治体へ発出

（6）雇用調整助成金の要件等の柔軟化・周知徹底

- 厚生労働省の行った支給要件緩和、助成率引上げ（中小企業：2/3→4/5）、助成対象拡大等の特例措置について、『被災中小企業者等支援策ガイドブック』に反映し、中小企業者等に周知。

中小企業等グループ施設等 復旧整備補助事業

～施設・設備の復旧・整備を支援します～

令和元年11月27日

福島県

もくじ (1/3)

1	事業の目的	4
2	全体の流れ	5
3	補助事業申請の流れ	8
4	グループ認定について	9
	復興事業計画について	11
	中小企業等グループ「構成員」の要件	12
	中小企業等グループの要件	13
5	補助金交付申請について	15
	補助対象事業者について	17
	中小企業者の定義	18
	保険の加入義務	20
	補助対象とならない事業者について	22

もくじ (2/3)

補助対象経費について	2 3
保険金の取扱いについて	2 6
補助対象とならない経費について	2 7
補助率について	2 9
宮城県、福島県における定額補助の概要	3 0
補助対象経費等の留意点	3 3
施設・設備の復旧における修繕と入替の取扱い	3 4
リース物件の取扱い	3 5
賃貸物件の取扱い	3 6
汎用性のある設備、機器の取扱い	3 8
注意点（必ずお読みください。）	4 2

もくじ (3/3)

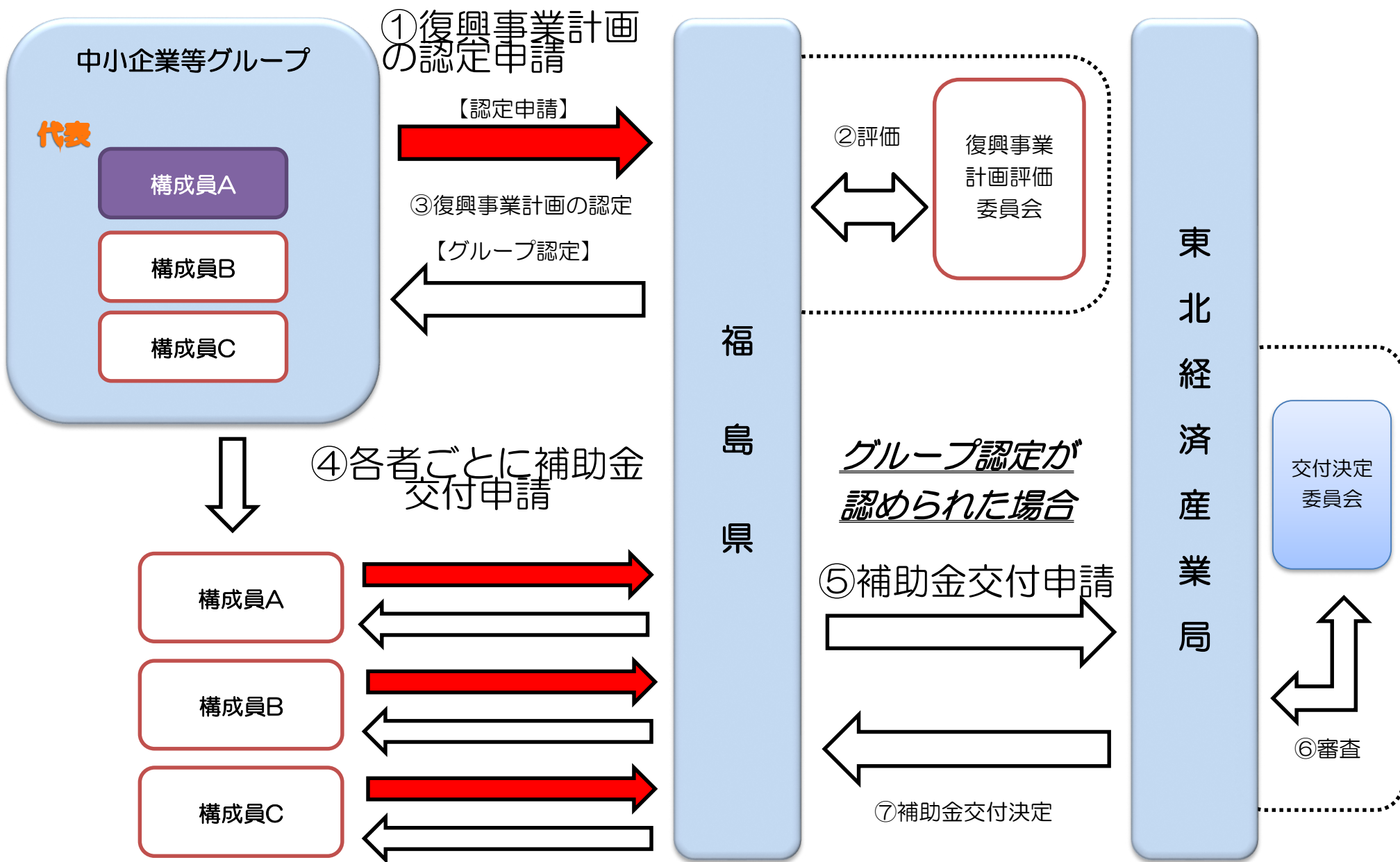
6 参考

事業の目的	4 4
復興事業計画の評価ポイント	4 5
復興事業計画の変更	4 7
グループ機能のイメージ	4 8

1 事業の目的

令和元年台風第19号による災害のため甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を国と県が補助することにより、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

2 全体の流れ



2 全体の流れ

- 補助金の交付を受けるためには、グループで復興事業計画を策定し（①）、県の認定を受け（③）、グループを構成する各者ごとに補助金申請（④）を行う必要があります。
- ③のグループ認定が受けられることを前提に、①と同時に④を申請することも可能ですが、認定申請に不備があった場合、⑤以降の手続きは進みませんのでご注意ください。
- また、すでに遡及適用（事前着工）により事業を実施している場合は、①、④と同時に実績報告書の提出をおこなうことができます。

2 全体の流れ

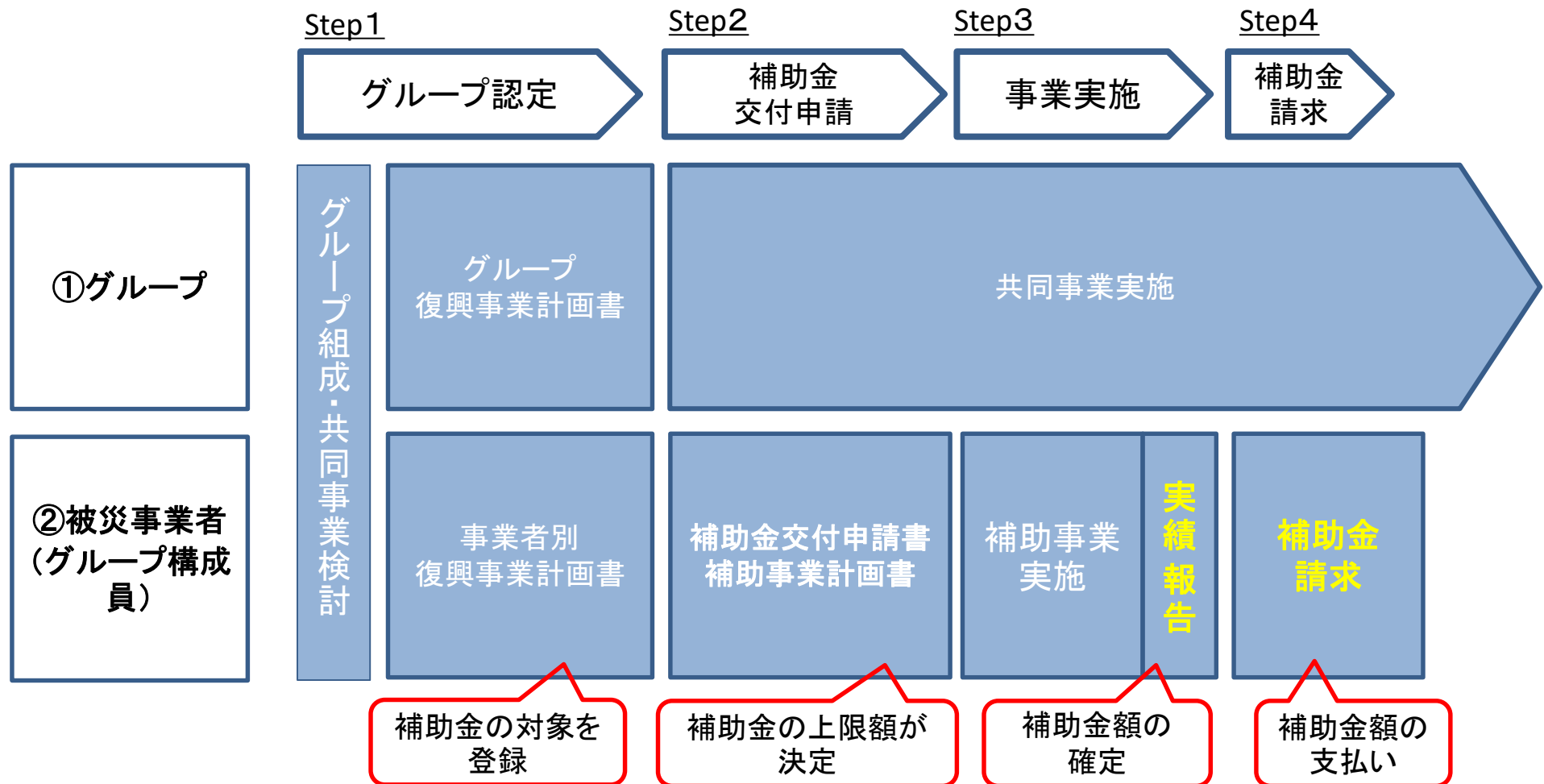
- この事業により補助金交付を受けるためには、まず、
 - ① 2 者以上の中小企業者等でグループを作り、
 - ② グループが行う事業（共同事業）を盛り込んだ「復興事業計画」を策定し、

その計画について、県の認定（以下「グループ認定」といいます。）を受けることが必要です。

3 補助事業申請の流れ

- 補助金を受けるためには、3つの手続きが必要です。

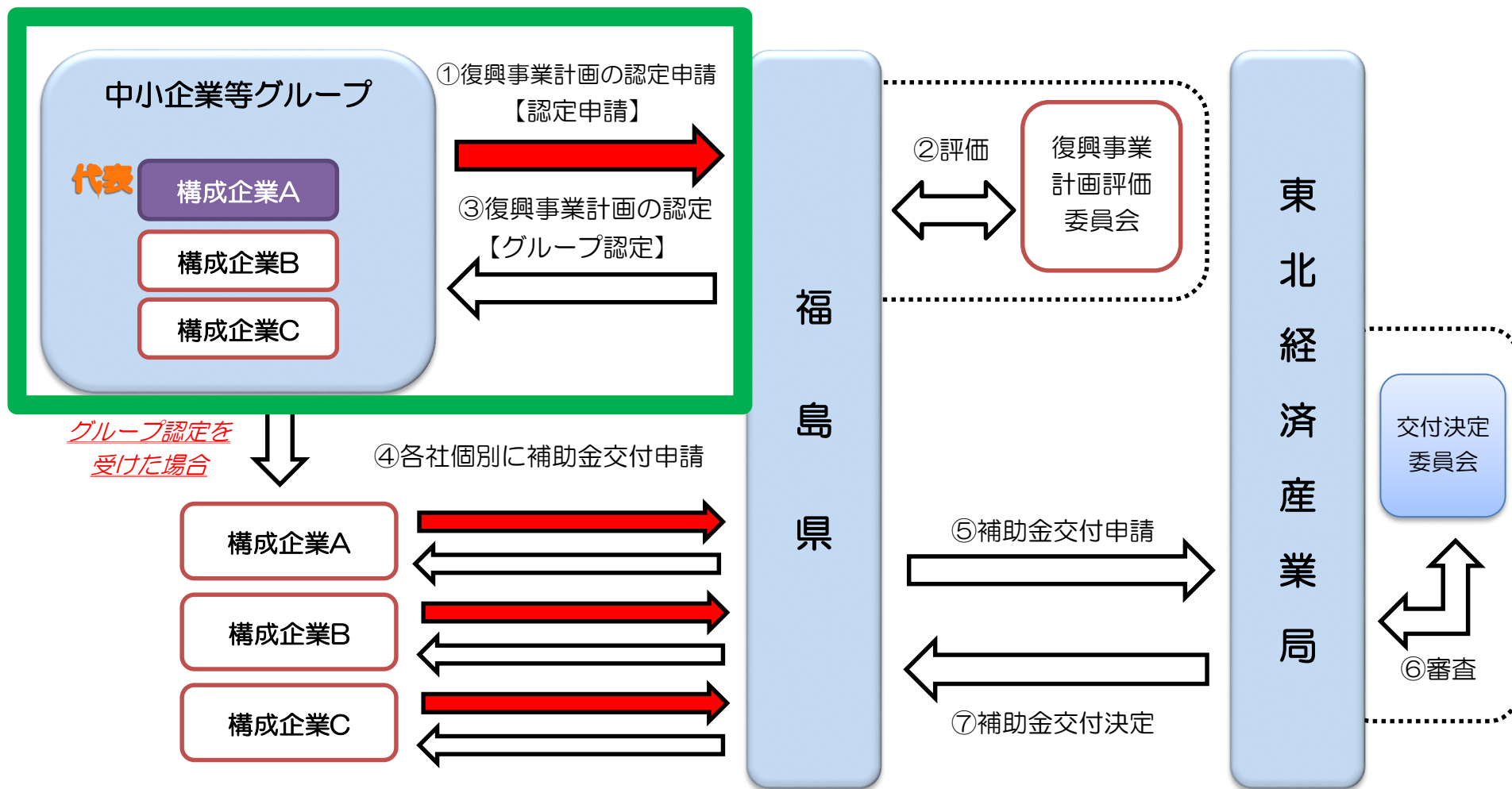
「①グループ認定」、「②補助金交付申請」、「③実績報告」



4 グループ認定について

(1) グループ認定について

- 補助金の交付を受けるためには、まずグループで復興事業計画を策定し、県の認定を受けた後（※）、グループを構成する各社ごとに補助金申請を行う必要があります。



※今回は「グループ認定」と「補助金」同時申請が可能

(2) 復興事業計画について

● 「復興事業計画」とは

令和元年台風第19号による災害に係る復興のため、中小企業等のグループが、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等を目的に実施する共同事業の計画です。

- ※ 計画の期間には特に制約はありません。
- ※ グループ構成員全員が関与して取り組むものである必要があります。
- ※ 共同事業は、従来からグループで連携、共同して実施しているものではなく、グループ形成を機に新たに取り組むものとしてください。
- ※ 「復興事業計画」を実施するための費用については、補助対象経費になりません。

(3) 中小企業等グループ「構成員」の要件

【2者以上の中小企業者等から構成されるグループであること。】

- 復興事業計画に基づき、グループの構成員が共同して被災地域の復興等に取り組む事業を実施する必要があります。
- グループは2者以上の中小企業者等から構成されるものとし、補助金の交付を受けない者や県外の者も構成員とすることができます。
- 暴力団又は暴力団員等に該当する者等、いわゆる反社会的勢力に該当する者は、構成員とはなれません。
- 大企業(みなし大企業を含む)に対する補助金交付は原則行いませんので、ご注意ください。ただし、資本金又は出資金が10億円未満及び一部の大企業は補助の対象となる場合があります。

(4-1) 中小企業等グループの要件

- グループ認定申請ができるグループは、2 者以上数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループとなります。

【グループの機能】

グループの型	説 明
① サプライチェーン型	グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たし、サプライチェーンを支えるグループ
② 経済・雇用貢献型	事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いグループ
③ 地域生活・産業基盤型	一定の地域内において、経済的・社会的な基幹となり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠なグループ
④ 地域資源産業型	地域資源を活用し、グループ外の企業や他地域の産業、観光地形成等への貢献度が高いグループ
⑤ 商店街型	地域住民の生活等に不可欠な商業機能等を担っているグループ

(4-2) 中小企業等グループの要件

【被災要件】

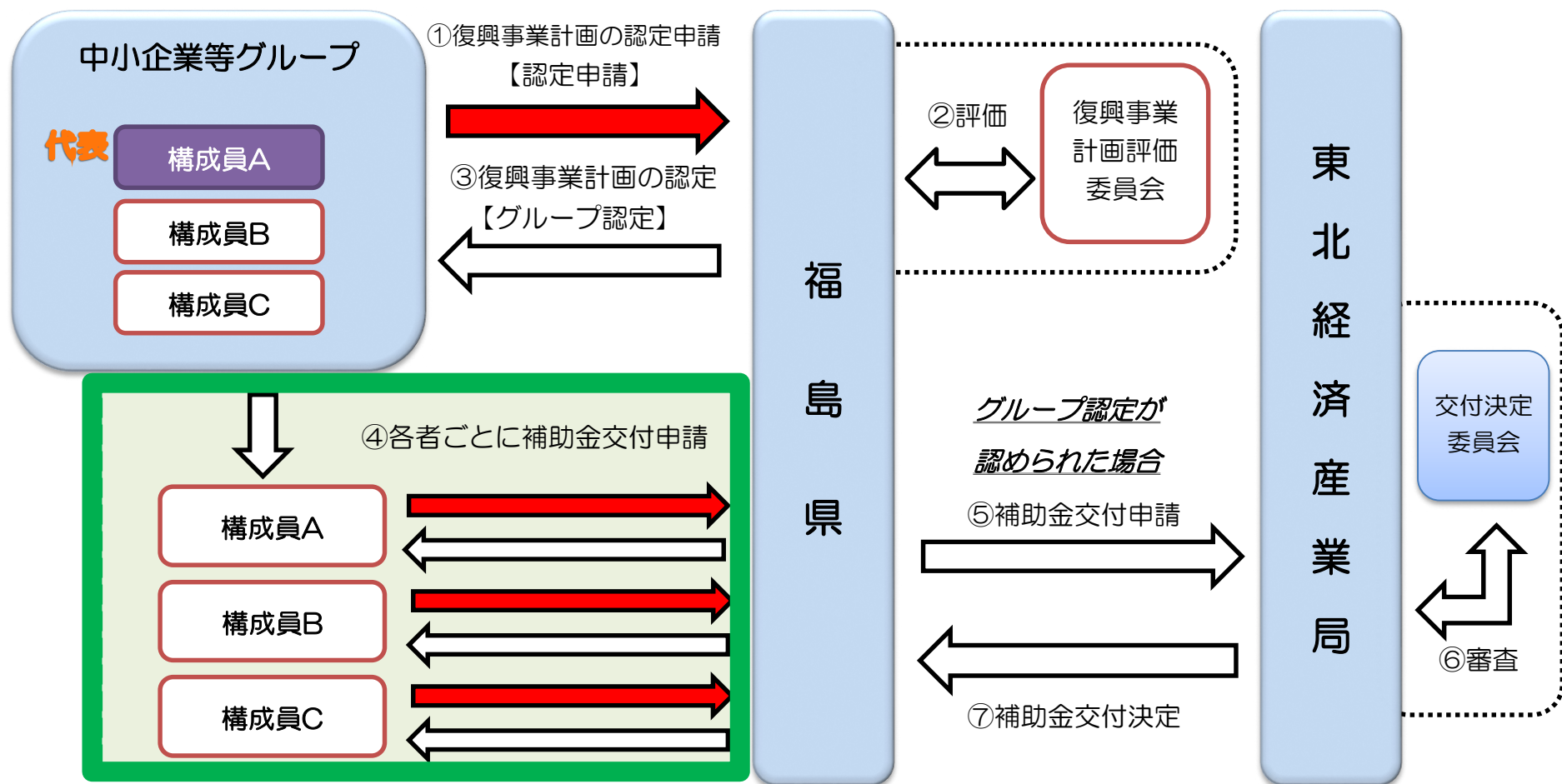
中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和元年台風第19号による災害のため次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

- 台風19号による災害のため事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
- 台風19号による災害の後であって、直前1月の売上が被災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

5 補助金交付申請について

(1-1) 補助対象事業者について

- 補助金の交付を受けるためには、まずグループで復興事業計画を策定し、県の認定を受け、そのグループを構成する各者ごとに補助金申請を行う必要があります。
- 今回の制度においては、グループの復興事業計画の認定申請と同時に、補助金申請を行うことも可能ですが、認定が受けられないと、⑤以降の手续に進みません。



(1-2) 補助対象事業者について

区分	補助対象事業者	詳 細
①	中小企業者	中小企業支援法第2条の定義に該当する事業者等 (みなし大企業・みなし中堅企業は除く)
②	中堅企業及びみなし中堅企業	①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の事業者等 (みなし大企業は除く)
③	大企業及びみなし大企業	①～②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している事業者

【参考】 補助対象事業者の区分ごとの補助率（イメージ図）

大 企 業	原則、補助対象外 ※例外：③の場合、補助率1/2以内		
中堅企業	②補助率1/2以内		みなし大企業
中小企業者	①補助率3/4以内	みなし中堅企業	

(1-3) 補助対象事業者について

● 中小企業者の定義

中小企業者の定義【中小企業支援法及び同法施行令】

(1) 会社及び個人

業種	従業員規模・資本金(出資金)規模
製造業・その他の業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

(2) 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

(1-3) 補助対象事業者について

●「中堅企業」の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金（出資金）が10億円未満の事業者

●「大企業」の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金（出資金）が10億円以上の事業者

●「みなし大企業（みなし中堅企業）」の定義

- （1）発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している事業者
- （2）発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している事業者
- （3）大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

(1-4) 補助対象事業者について

保険の加入義務 (1/2)

●グループ補助金の利用には、対象物の保険・共済への加入を求める

グループ補助金を利用する事業者には、「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」に今回補助を受ける施設・設備の加入を義務付けるものとする。

●補助対象物への保険の必要付保割合

事業規模に応じて、下記の付保割合以上での保険加入が補助金受給の条件。

※付保割合は、支払保険金額ベースでの割合であり、施設・設備数ベースではない。

※割合の基準は、補助対象経費部分ではなく、補助対象物全体に対して。

(1) 小規模企業者：30%以上（推奨）

(2) 中小企業者：30%以上（必須）

(3) 中堅企業以上：40%以上（必須）

※小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する従業員20人以下(商業(卸売業・小売業)・サービス業は5人以下)を示します。

※「小規模企業者」とは

- ◆製造業その他：従業員20人以下
- ◆商業・サービス業：従業員5人以下

(1-4) 補助対象事業者について

保険の加入義務 (2/2)

● 必要書類、及び、提出のタイミング

必要書類：「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」に今回補助を受ける施設・設備の加入したことを示す契約書、保険証書等。補助対象経費外の施設・設備との一体契約の場合は、必要カバー率を満たす事
を示す内訳等も併せて提出すること。

タイミング：実績報告書の提出時。

- ※ **グループ補助金は、全ての災害に必ず措置をされるものではありません。平時から自助による事業継続・災害への備えを、お願い致します。**
- ※ **後年、同規模の大災害が発生し、支援策が措置された場合も、今回の保険の必要付保割合を前提とすることも検討されておりますので、ご留意下さい。**

(2) 補助対象とならない事業者について

※ 注意事項 次に該当する者は補助対象外となります。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者。
- ・県税を未納している者。
- ・特定の風俗営業事業者。

補助対象外となる特定の風俗営業事業者の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合。

○風俗営業(第1項)

(例)パチンコ、麻雀 等

※ただし、第2号の一部(料理店)及び第5号(ゲームセンター)は補助対象。

○性風俗関連特殊営業(第5項)

(例)ラブホテル、アダルトショップ 等

(3-1) 補助対象経費について

- 中小企業等グループ及びその構成員の施設又は設備であって、令和元年台風第19号による災害のため損壊又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費が対象となります。
- なお、台風19号による災害以降で、交付決定日前に実施した施設・設備の復旧についても補助対象として認められる場合があります（遡及適用（事前着工））。

(3-1) 補助対象経費について

区 分		内 容
施設（登記してあるもの）		事務所，倉庫，生産施設，加工施設，販売施設，検査施設，共同作業場，原材料置場，その他当該補助事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設 ※ 修繕が可能な場合は，原則修繕となります。建替には，原則，全壊又は大規模半壊判定の罹災証明書が必要です。
設備（資産計上してあるもの）		復興事業に係る事業の用に供する設備であって，中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの ※ 修繕が可能な場合は，原則修繕となります。入替の場合は，入替設備が同等品であることの確認書等が必要です。
新分野事業のみ	宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用（既存の宿舍等を復旧する場合に対象となるものではありません）
商店街型のみ	商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費，共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース，駐車場，アーケード，街路灯，防犯カメラ，路面舗装の整備費

※上記の「施設」及び「設備」の復旧又は整備並びに「商業機能の復旧促進のための事業」に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含みます。

(3-2) 補助対象経費について

● 新分野事業について

従前の施設等への復旧では事業再開や継続、**売上回復が困難な事業者が、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組**（いわゆる「**新分野事業**」）により**被災前の売上を目指す**ことを促すため、**従前の施設等への復旧に代えて**、これらの実施に係る費用についても、補助対象とすることができます。

【新分野事業の例】

- 新商品製造ラインへの転換
- 生産効率向上
- 異業種への展開
- 従業員確保のための宿舍整備 等

申請条件	補助対象経費
① グループ補助金の要件を満たしていること。 ② 従前の施設等への復旧では事業再開や被災前の売上まで回復することが困難であること。 ③ 分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。 ※ ②③について認定経営革新等支援機関による確認書が必要。	従前の施設・設備への復旧に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費。 ※ <u>災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。</u>

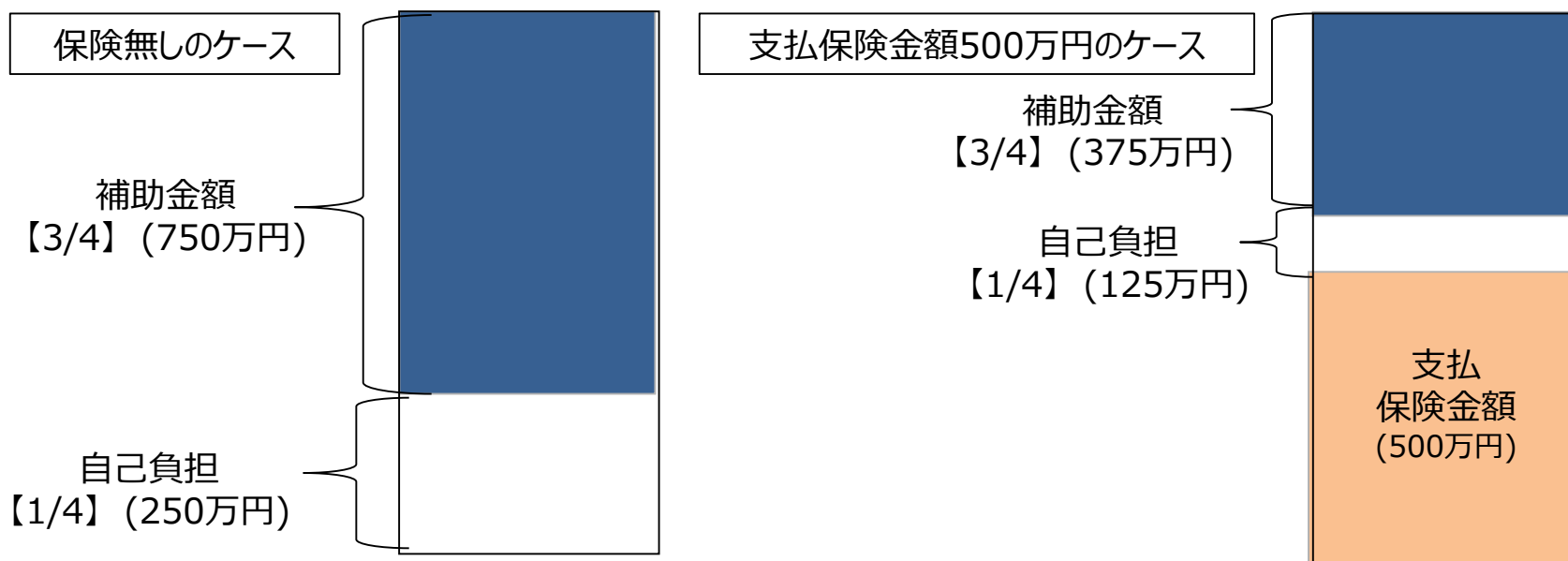
(3-3) 補助対象経費について

- 保険金の取扱いについて

復旧を行う施設・設備に保険がかけられていた場合、当該施設・設備の復旧に係る費用から、当該施設・設備についての支払われる保険金を差し引いた残額に補助率を乗じた額が補助金額となります。

※ ただし、迅速な復旧を進めるため、支払保険金額が確定する前から補助金の手続きを受け付けることとしています。

(例) 建物復旧に要する経費 1,000万円の場合（中小企業者が復旧）



(4-1) 補助対象とならない経費について

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費（その１）

- 台風 19 号に起因する被害ではないもの
 - 例 1) 被災前から使用不能であった施設・設備
 - 例 2) 被災後に災害に起因せず損壊、滅失、継続して使用することが困難になった施設・設備
 - 例 3) 被災前から事業用として使用されていなかった空き店舗・事業所等
 - 例 4) 被害を立証する資料が提出されないもの
- 参加グループの目的に合致しないもの
 - 例 1) 商店街型での工場・機械設備の復旧
 - 例 2) サプライチェーン型での商業機能復旧事業
- 他の目的に転用される可能性が高いもの
 - 例 1) 福利厚生関係施設（寮、休憩所、従業員駐車場等）
 - 例 2) 事務用品（机、椅子、書庫等）

(4-2) 補助対象とならない経費について

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費（その2）

- 制度上対象外のもの

- 例 1) 各種税（印紙税、消費税等）

- 例 2) 各種行政手続き費用（建築確認申請費、リサイクル料、各種登録手続きや申請代行費用）

- 例 3) 各種保険料や保守費用

- 例 4) 住居等、事業用途以外の施設・設備（店舗兼住居の場合は店舗部分のみが対象）

- 例 5) 販売目的の機械設備、貯蔵品等及び、賃貸目的の施設（アパート、マンション等）や設備（レンタカー事業者のレンタル用車両等）

- 例 6) 自社復旧の際の人件費

- 例 7) 在庫又は陳列されていた商品，原材料等

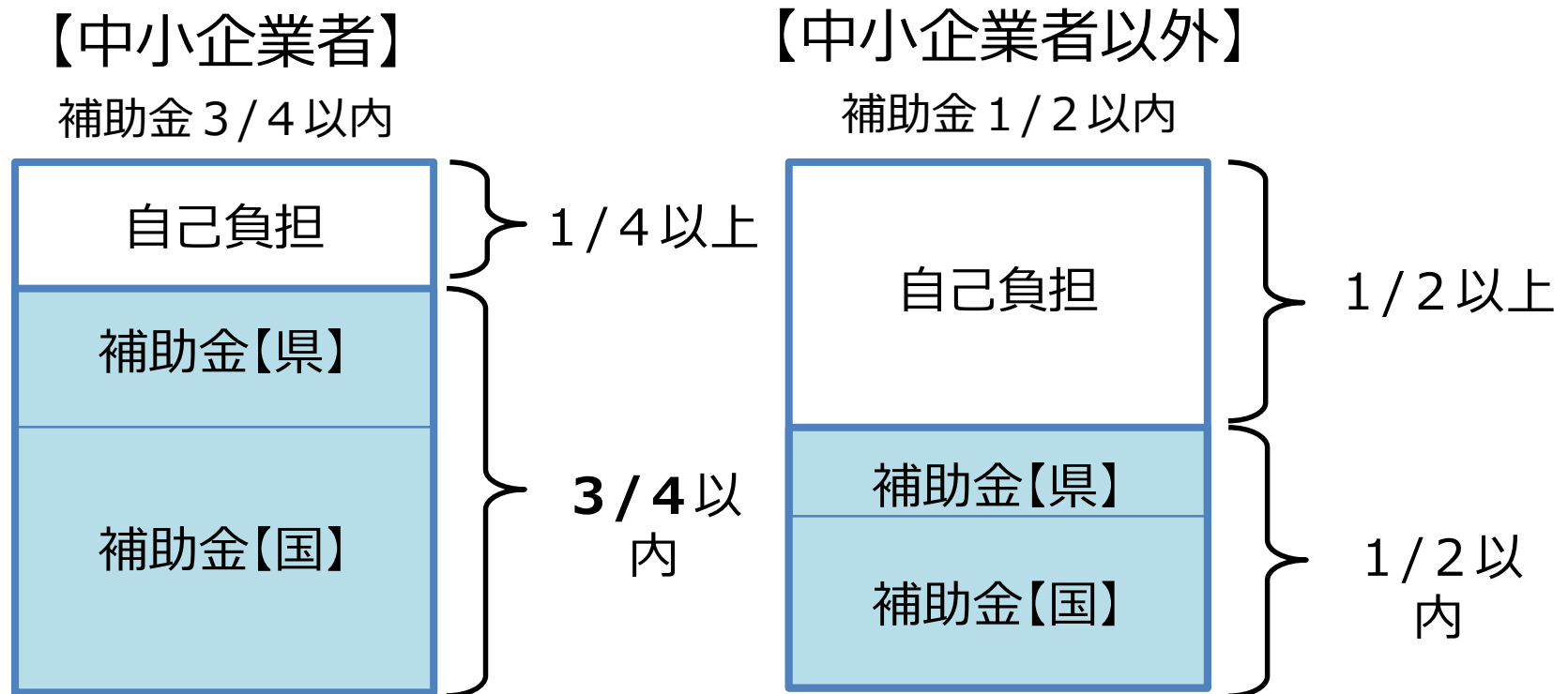
- 償却資産として資産計上されていない設備

- 例 1) 店舗備品（カウンター、テーブル、椅子等）

- 例 2) 店舗什器（陳列棚、食器棚 等）

(5) 補助率について

- 復興事業計画の認定を受けた後、構成員ごとに補助金の交付申請を行う場合の補助率は次のとおりです。
- また、1事業者当たりの補助金額の上限は**累計15億円**です。
- なお、東日本大震災からの復興途上にある宮城県・**福島県については、一定の要件の下で5億円まで定額補助（国2/3、県1/3）**となります。（詳細は次ページ参照）



●対象地域

令和元年台風第 19 号の被災地域、かつ、東日本大震災において、特に被害が大きく、津波浸水地域や原子力災害被災地域を抱え、現在も、復興局等を設置し、国を挙げて復興を支援し、復興途上にある宮城県、福島県。

●補助対象経費

3 / 4 補助の対象と同一。

●上限・補助率

上限 5 億円の内、国 2 / 3、県 1 / 3 を定額補助。

宮城県、福島県における定額補助の概要 2 - 2

●対象事業者

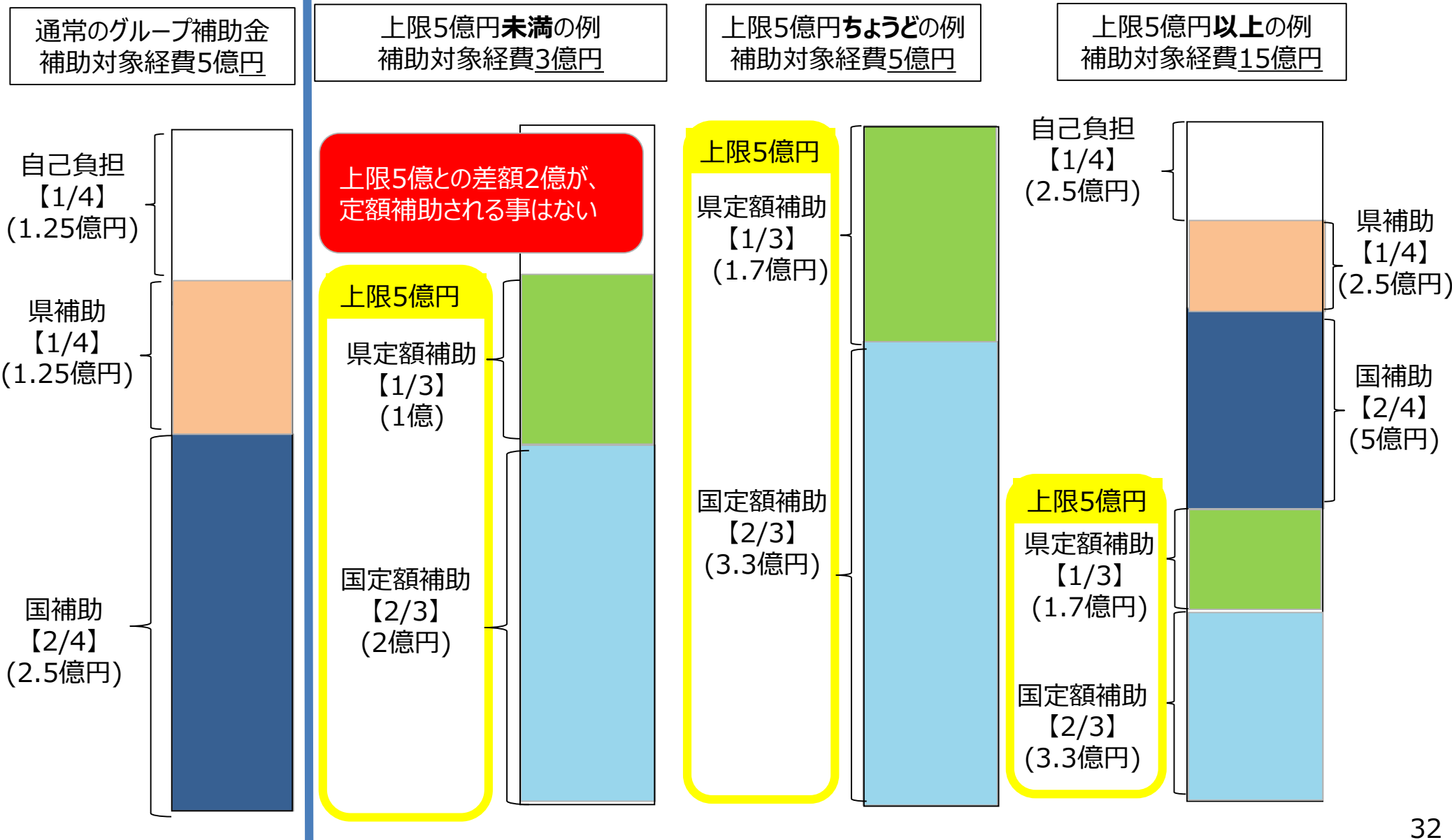
上記地域に所在し、以下の全ての要件を満たす事業者

- ① 東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者であって、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者
 - ・ 直接被害：地震・津波等により施設・設備に直接被害を受けた事業者
 - ・ 間接被害：直接被害を受けた事業者と取引関係がある又は風評被害等により業況が悪化した事業者
 - ・ 福島県原子力被災 1 2 市町村において事業を再開、又は県内の他地域に避難して事業を再開した事業者
- ② 復興途上にある事業者：売上高が東日本大震災以降20%以上減少（※）している事業者
- ③ 交付申請時において、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
- ④ 台風 1 9 号により、施設・設備が被災し、その復旧及び復興を行おうとする事業者

（※）「震災前」と「台風19号被災前」との比較）

イメージ：通常の3／4補助と定額補助の違い

<定額補助5億円の対象の場合>



(6-①) 補助対象経費等の留意点

① 施設・設備の復旧における修繕と入替の取扱い

i) 施設（建物）について

- 建替の場合、原則として「罹災証明書」や「建築士による証明」で『全壊』又は『大規模半壊』相当であることが必要です。
- 正当な理由があって被災物件の修繕費よりも建替費用が安価な場合は、『全壊』又は『大規模半壊』の判定が無い場合にも建替による復旧は可能です。

※ 建築士等による修繕よりも建替が安価になる理由書の提出（様式自由）が必要となります。

(6-①) 補助対象経費等の留意点

① 施設・設備の復旧における修繕と入替の取扱い

ii) 設備について

- 入替を行う場合には、原則、設備メーカー等により修復不能である証明が必要ですが、正当な理由があつて被災設備の修理費よりも入替費用が安価な場合には、修理不能であることの証明がない場合でも入替による復旧は可能です。

※ 「入替後の設備が従前設備と同等である旨の比較表」と「見積書による費用比較」の他、「修理よりも入替が安価となる合理的な理由を専門事業者が説明した書類（任意様式）」が必要です。

(6-②) 補助対象経費等の留意点

② リース物件の取扱い

- 使用者自身が所有者ではないため、使用者自身で補助金交付申請はできません。

⇒ しかし、当該リース物件が使用者の事業継続に必要不可欠と判断される場合には、対象とすることができます。リース事業者がグループの構成員として参画する必要があり、補助金交付申請もリース事業者が行うことになります。

※ リース物件自体が補助対象がである場合は除きます。

※ リース契約内容を、被災前の内容から変更して契約する場合は、補助対象外になる場合があります。

(6-③) 補助対象経費等の留意点

③ 賃貸物件の取扱い（1 / 2）

- 貸付物件は原則として補助対象外となります。ただし、被災時に「①中小企業者等」、「②中堅企業及びみなし中堅企業等」の事業用として貸付していた施設・設備で、①～②の事業者が当該貸付物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合には例外的に補助対象となります。
- 原則として、被災当時の大家が補助対象事業者となりますが、台風19号による被災後に大家が変わった賃貸物件についても、店子の事業再開に不可欠な場合には、その範囲内に限り、新たな大家の賃貸物件も補助対象となります。

(6-③) 補助対象経費等の留意点

③ 賃貸物件の取扱い（2 / 2）

- 大家に対して、財産処分制限が課せられますので、抵当権の設定等を行う場合は、事前の手続きが必要となります。
- 店子が入れ替わる場合も、財産処分制限が課せられます。
- 当該物件を譲渡したり、目的外に使用する等の場合は、補助金の返還が生じる場合もあります。

(6-④) 補助対象経費等の留意点

④ 汎用性のある設備、機器の取扱い

※ 汎用性が高く、業務外利用の可能性があるものについては、原則、補助対象外です。

i) パソコン機器の取扱い

→ 資産計上されており、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたこと等が証明できれば、補助対象となることがあります。

※ ただし、一般的なソフトウェア等は対象となりません。

ii) 車両の取扱い

→ 資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの（企業名が車体に印刷されている等）については、補助対象となることがあります。

※ 車両の詳細については、「別紙」参照

※業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金額の返還が求められます。

(6-⑤) 補助対象経費等の留意点

⑤ 車両の取扱い (1/3)

- ・ 汎用性が高く、業務外利用の可能性があるものについては、原則、補助対象外です。
- 資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの（企業名が車体に印刷されている等）については、補助対象となることがあります。

1 補助対象とすることができる車両

- 被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いており、**事業内容に適した車種であること。**
 - ・ 「被災前に所有していたこと」については、道路運送車両法による自動車登録に係る所有者（車検証の所有者）であること
 - ・ 「業務用のみに用いていたこと」とは資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確であることをいい、次の条件により確認を行い、適当と認められること。

(6-⑤) 補助対象経費等の留意点

⑤ 車両の取扱い（2 / 3）

【復旧前】

原則、資産計上(※1)されており、かつ次の要件を複合的に確認する。(※2)

- ① 車体に企業名、屋号等が明示されていること(※3)
- ② 運行記録、業務日報等業務の用に供していたことを証する書類
- ③ 自動車保管場所が事業所(個人事業主の住宅等は除く)となっていること
- ④ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」とする等、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること
- ⑤ その他、業務用に使用されていたことを証する書類

※1 事業用のみで資産計上されているものに限る。

※2 ②～⑤の書類により業務以外の用途で使用されていた場合は、補助対象外とする。

※3 ①のみではなく②～⑤の書類も提出を求める場合がある

(6-⑤) 補助対象経費等の留意点

⑤ 車両の取扱い (3/3)

2 入替に係る被害車両の取扱、手続きについて

- ・ 中古市場に出回るもの（下取り）は、修繕可能という判断になるので入替は不可。
- ・ **入替時には、修理不能の証明及び永久抹消登録の確認を行う。**

3 同等品の判断

- ・ 排気量のみではなく、積載量、運搬可能量等、車の性質（乗用、貨物、特殊等）を総合的に確認して同等の判断が必要。
- ・ 現在調達可能な最低限ランクの入れ替え車両を上回る性能等を有する車両を購入する場合には、購入費用そのものが対象外（但し、販路拡大等のための新分野事業に該当する場合はこの限りではない。）

4 その他

- ・ 入替を行う場合の車両の装備品については、被災車両に装備されており業務で使用されるものは補助金の対象となる。
- ・ 被災時に装備していなかったものを取り付けて調達した場合、当該装備品の価格は補助の対象とはならない。

※業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金額の返還が求められます。

注意点（必ずお読みください。）（1/2）

- 私有財産については、天災が原因であっても、自費による復旧が原則とされています。そのような中、本事業は、地域経済・雇用の早期回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。
- 税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

（例）

- ・ 復興事業計画書や交付申請書等の作成や、添付書類の提出が必要です。
- ・ 経理書類を整理いただいたうえで、事業完了後に検査を実施します。

注意点（必ずお読みください。）（2/2）

- 本事業で復旧や新たに取得した施設や設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります。

（処分とは、補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいいます。）

- ※ グループ認定は、補助金のお支払いを約束するものではありませんので、
ご注意願います。
- ※ グループ認定後に提出いただく補助金の交付申請書で、個別の復旧事業の内容が補助の対象となるかどうかについて審査を行います。

6 参考

1 復興事業計画の評価ポイント

皆様からご提出いただいたグループ認定の申請を、評価委員会での評価を受けて県が認定を行います。なお、この認定審査での評価のポイントは次のとおりです。

1 事業計画全体における評価のポイント

グループの特徴	県内におけるグループの役割等 (地域におけるグループの特徴、構成員の機能や役割 等)
グループの各構成員	グループ内における県内中小企業の役割や参画割合、県内中小企業への効果 等 (県内中小企業の果たす役割や参画状況、本事業による中小企業への効果 等)
被害の状況	施設や設備の被害の程度 等 (被災による施設や設備の被害状況、グループ機能に及ぼす影響 等)
復興計画の内容	復興に向けた計画の発展の可能性、必要な実施体制の構築状況 等 (新事業・商品・技術開発、施設・設備の共同・相互利用、人材育成、雇用促進、グループとして共同で行う復興事業の内容、参画状況及び効果 等)
新分野事業の内容 (実施する場合)	従前の施設・設備復旧では売上回復が困難であること、新分野事業による売上回復の見込 等
施設・設備の復旧整備並びに商業機能の復旧促進事業の内容	計画に該当する施設や設備の復旧・設備の内容 等 (グループの復興に必要で合理的な復旧整備内容、必要な実施体制の構築 等)

1 復興事業計画の評価ポイント

2 グループ機能ごとの評価のポイント

サプライチェーン型	グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度 等 (サプライチェーンにおけるグループの役割、グループが提供している特別な製品・技術・サービス内容 等)
経済・雇用貢献型	県内の経済・雇用への貢献度 等 (県内における経済波及効果や雇用への貢献度、グループの企業数、売上高、雇用者数 等)
地域生活・産業基盤型	一定の地域内における復興・雇用の維持への貢献度 等 【産業基盤性】 地域における産業群の重要性、役割、地域におけるグループの存在意義、必要性、集積度合い 等 【地域貢献度】 グループの事業者数、売上高、雇用者数 等
地域資源産業型	地域資源を活用した、グループ外の企業や他地域産業、観光地形成等への貢献度 等 【集積度】 活用する地域資源の地域における重要性、役割、地域におけるグループの存在意義、必要性、集積度合い 等 【地域貢献度】 グループの事業者数、売上高、雇用者数 等
商店街型	地域住民の生活等に不可欠な商業機能としての重要度、将来の商業集積の可能性 等 (地域で当該商店街等が担っている社会的な機能、商業拠点としての機能、市町村のまちづくり施策における商店街等の位置づけ 等)

2 復興事業計画の変更

- 復興事業計画の「変更認定申請」手続きについて
既に認定を受けた復興事業計画の内容に変更が生じる場合、変更認定申請が必要となる場合がありますので、事前に県にご相談してください。

【申請が必要となる場合】

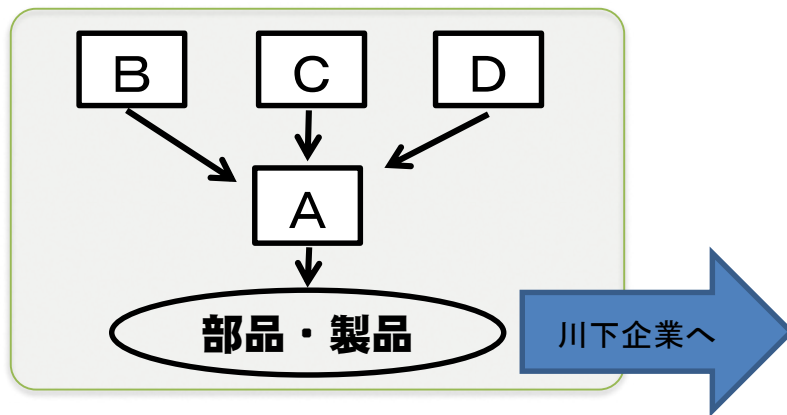
- ・ 認定されたグループへ新たな構成員が加入する場合
- ・ 認定されたグループから構成員が脱退する場合
- ・ 復旧整備等を実施する施設・設備の新たな追加がある場合（※削除の場合は不要）
- ・ 認定された復興事業計画の共同事業の追加や一部中止等、計画に影響する変更がある場合
- ・ 会社合併、相続等によりグループ構成員の変更がある場合

【参考】グループ機能のイメージ（１）

（１）サプライチェーン型

グループ外の企業や他地域の産業にとって、重要な役割を果たし、サプライチェーンを支えていること。
併せて被災要件を満たすこと。

（例）自動車産業の部品供給網

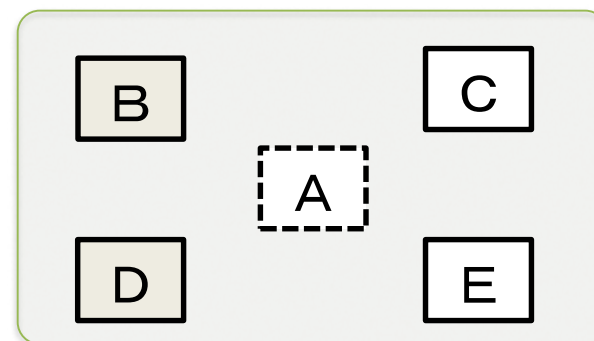


・中小企業A～D（補助対象）

（２）経済・雇用貢献型

事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと。
併せて被災要件を満たすこと。

（例）企業城下町



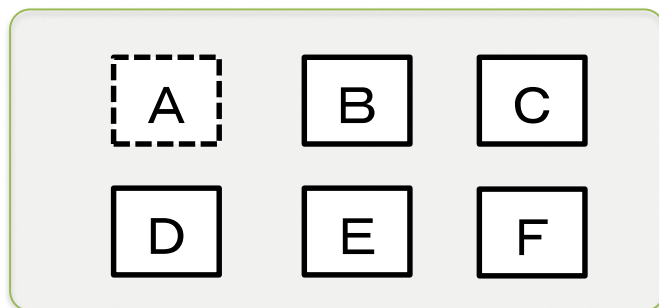
- ・大企業A（補助対象外）
- ・中小企業B～E（補助対象）

【参考】グループ機能のイメージ（２）

（３）地域生活・産業基盤型

一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること。
併せて、被災要件を満たすこと。

（例）商工会、工業団地



- ・中小企業（被害なし）
A（補助対象外）
- ・中小企業B～F（補助対象）

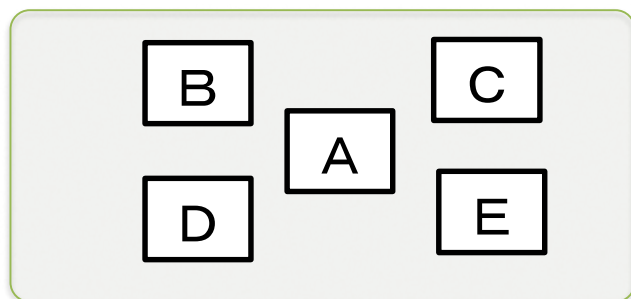
【参考】グループ機能のイメージ（３）

（４）地域資源産業型

地域資源を活用し、グループ外の企業や他地域の産業、観光地形成等への貢献度が高いこと。

併せて被災要件を満たすこと。

（例）温泉を中心とした観光産業群



- ・温泉旅館A（補助対象）
- ・飲食業等サービス業B～E（補助対象）

（５）商店街型

下の①②③の全てを満たすグループであること。

① 商店街等が次のア～ウのいずれにも該当すると見込まれること。

ア 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。

イ 当該商店街等が属する商圈内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす可能性が高いと認められること。

ウ 今後の当該市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する可能性が高いと認められること。

② 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け、又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること。

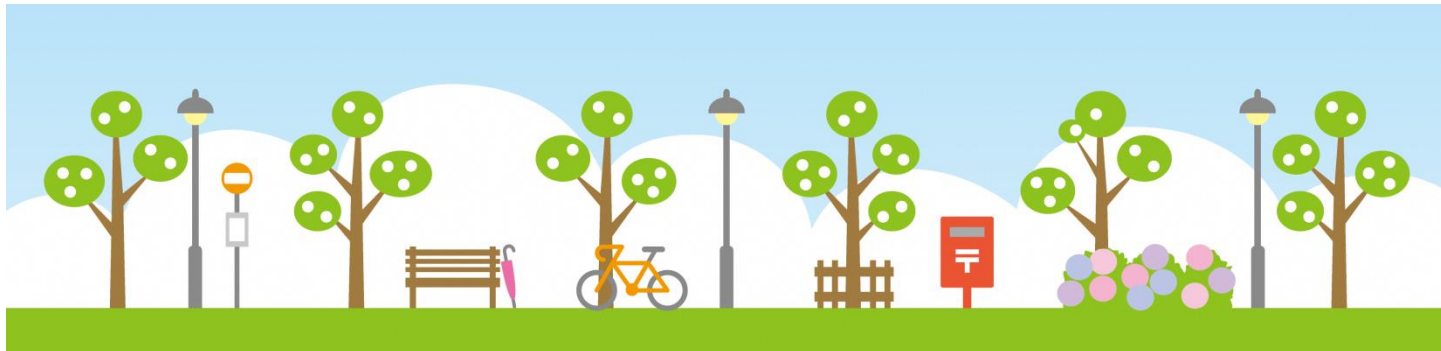
③ 補助金を受けようとする中小企業等のグループの構成員の事務所等が福島県内にあること。



令和元年台風 19 号等により被災された事業者の皆さまへ

いわき市豪雨災害特別資金

福島県緊急経済対策資金融資制度（豪雨災害特別資金）【裏面参照】に基づいて資金を借受けた市内に事業所を有する中小企業者に信用保証料と利子補給の補助を行います。



信用保証料補助

保証料率(年 0.5%)

→50万円まで定額補助

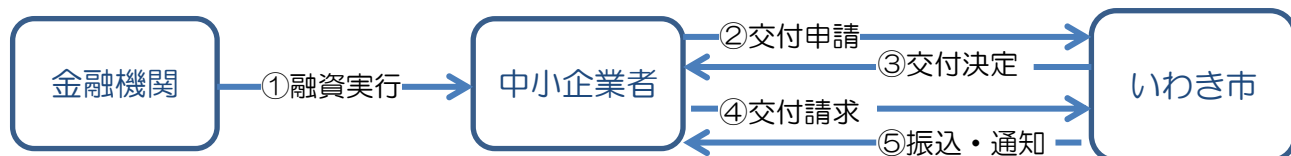
利子補給補助

融資利率(年 1.5%以内)

(直接被害者)

→3年間で100万円まで定額補助

◆手続き：融資実行後に申請してください。(利子補給は当該年度分を翌年払い)



◆必要書類：次の書類をそろえて、郵送・持参にてご提出ください

- ・補助金等交付申請書（様式はいわき市ホームページよりダウンロード）
- ・県豪雨災害特別資金申込書の写し（※金融機関提出前にコピーをとっておいてください）
/融資契約書の写し/返済予定表の写し/信用保証書等の写し/口座振替依頼書
- ・市税完納証明書
- ・り災証明書等（利子補給補助の場合） ほか

【参考】豪雨災害特別資金以外にご利用いただける制度（市補助は対象外）

◆日本政策金融公庫 令和元年台風 19 号特別貸付(直接被害者)

金利/限度額 中小企業事業 0.61% (1億円まで3年間0.21%) /限度額 3億円(別枠)
国民生活事業 0.86% (3千万円まで3年間0.46%)/限度額 6千万円(上乗せ)

◆福島県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」 外的変化対応資金

金利 固定 年 2.0%以内 変動 年 1.5%以内
限度額 運転5,000万円 設備7,000万円（併用時は7,000万円限度）

＜問い合わせ先＞ いわき市 産業創出課（本庁舎7階）

住所：970-8686 いわき市平字梅本 21

電話：0246-22-1126 FAX：0246-22-1198

e-mail sangyosoushutsu@city.iwaki.lg.jp

ホームページ [いわき市産業創出課](#)で検索

県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」

豪雨災害特別資金

(令和元年台風19号により被災された中小企業者のための融資)

令和元年台風19号により被害を受けた中小企業者の皆様への資金繰り支援として、信用保証協会の別枠保証を活用した中小企業制度資金「豪雨災害特別資金」を新たに創設しましたので、ぜひご利用ください。

<豪雨災害特別資金>

- **対 象 者** 県内に事業所を有し、災害救助法適用区域において事業を行っている中小企業者のうち、次に掲げる要件①②のいずれかに該当する方

① 災害救助法適用区域に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者

(市町村の罹災証明が必要となります。)

② 次の要件に全て該当する中小企業者

ア 災害救助法適用区域において1年間以上継続して事業を行っていること。

イ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(売上高等の減少について、市町村長の認定が必要となります。)

- **融資限度** 運転資金、設備資金 8,000 万円 (併用時は 8,000 万円限度)

- **融資期間** 10 年以内 (うち据置1年以内)

- **融資利率** 固定 年 1.5%以内

- **保証料率** 必ず信用保証協会の保証付きとなります。

年 0.5%(責任共有制度対象外 100%保証)

- **担 保** 審査により必要になる場合があります。

- **保 証 人** 法人 原則として1名以上、個人 必要により(原則第三者保証人は不要)

- **取扱期間** 令和元年11月1日より令和2年3月31日融資実行分まで

- **申込み先** 県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288

FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。



令和元年台風 19 号等により被災された事業者の皆さまへ

いわき市被災事業者事業継続奨励金

いわき市では、「中小企業等グループ補助金」または「小規模事業者持続化補助金」【裏面参照】を活用して、被災後も市内での事業継続に取り組む事業者の皆さまを支援するため、

奨励金 10 万円

を交付します。



◆対象者：①～④のすべての要件を満たす事業者

- ① 「中小企業等グループ補助金」または「小規模事業者持続化補助金」の交付決定を受けていること。
- ② 市内に本店、店舗、事務所、工場その他の事業所を有する法人又は個人であり、台風 19 号等による被災以降も、引き続き市内で事業を営むことが確実であること。
- ③ いわき市長が発行する台風 19 号等に係るり災証明書等の交付を受けていること。
- ④ いわき市税の滞納がないこと。

◆必要書類：次の書類をそろえて、郵送又は持参にてご提出ください

- ① 交付申請書（様式はいわき市ホームページよりダウンロード）
- ② 「中小企業等グループ補助金」または「小規模事業者持続化補助金」の交付決定通知の写し
- ③ り災証明書等
- ④ 市税完納証明書（様式はいわき市ホームページよりダウンロード）
- ⑤ 交付請求書（様式はいわき市ホームページよりダウンロード）
- ⑥ 口座振替依頼書（様式はいわき市ホームページよりダウンロード）

◆申請期間：「中小企業等グループ補助金」または「小規模事業者持続化補助金」の交付決定から 6 か月以内

＜問い合わせ先＞ いわき市 産業創出課（本庁舎 7 階）

住所：970-8686 いわき市平字梅本 21

e-mail sangyosoushutsu @city.iwaki.lg.jp

電話：0246-22-1126 FAX：0246-22-1198

ホームページ [いわき市産業創出課](#)で検索

令和元年台風第19号により 被災された中小企業の皆様へ

宮城 福島
第1版 (11/8)
中小企業庁
からの
ご案内

被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して、
事業継続、再開に向けた各種支援策を講じます。



グループ補助金により復旧・復興を後押し

複数の中小企業等がグループを形成して取り組む復興のための施設復旧等を支援します

制度概要

公募開始時期：11月下旬以降

- 中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。

対象者

・令和元年台風第19号により被害を受けた下記の者

- 中小企業者
- 中小企業事業協同組合等

※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要
※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。

条件等

● 補助率：

- ・ 中小企業者等：3 / 4（国1/2、県1/4）
- ・ 中堅企業等：1 / 2（国1/3、県1/6）

※一定要件の下、5億円まで定額補助

● 上限額：15億円

- 対象費目：施設、設備の復旧費用等
（資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む）

豪雨災害で倒壊した工場の立て直し費用を補助して欲しい。

浸水して動かなくなった製造機械を買い替えて事業を再開したい。



持続化補助金により小規模事業者の事業を再建

被害を受けた小規模事業者が商工会等の支援を受けながら取り組む事業再建を支援します

制度概要

公募開始時期：12月上旬以降

- 小規模事業者が商工会等の支援機関の支援を受けながら経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。

対象者

・令和元年台風19号の被害を受けた小規模事業者

※商工会等の支援を受けて事業再建に取り組む者

※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。

条件等

- 補助率：2 / 3 ※一定要件の下、定額補助

- 上限額：200万円

● 対象費目：

機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費

被災した店舗が元に戻るまでの間、移動店舗で消費者ニーズに応えたい。

新しい機械を入れて事業を再開、これまでに逃した受注を取り戻したい。

台風19号等災害に伴う事業者向け支援施策について

1 趣旨

今般の令和元年台風19号等の災害は、東日本大震災からの復興途上にある本市を直撃し、多くの事業者が、既往債務に加え再建のための新たな負債を抱えるなど、震災復興の気力を失いかねない厳しい状況に直面しております。

こうした事業者の一日も早い復旧・再開に向け、安心感を持って生業の再建に取り組めるよう、東日本大震災時にはない利子補給や事業継続奨励金など新たな支援制度の創設をはじめ、以下の取組みを講じてまいります。

2 支援の枠組み

① いわき市豪雨災害特別資金（別添資料参照）

県豪雨災害特別資金を活用する市内の被災事業者に対し、信用保証料補助、利子補給を行う。

- ・信用保証料補助…保証料率(0.5%) 50万円まで定額補助
- ・利子補給補助……融資利率(年1.5%以内) 3年間で100万円まで定額補助

※り災証明を有する直接被害に限る

→約30億円規模の融資を引き出す
対策規模

(モデルケース)

[融資額1,500万円 期間10年]

・保証料446千円 ・利子630千円(3年間)

② いわき市被災事業者事業継続奨励金（別添資料参照）

台風19号により被災した事業者の事業継続を支援するため、福島県グループ補助金または小規模事業者持続化補助金の採択事業者を対象として事業継続奨励金を交付。

- ・交付額…奨励金 10万円

3 ハンズオン支援体制の構築

商工会議所や商工会等への窓口設置による相談体制の整備に加え、被災事業者の復旧・再開を後押しするため、「中小企業・小規模企業振興会議」等を活用しながら、各支援機関の連携を深め、個々の企業に寄り添った支援を行う。

4 今後の流れ

- ・「豪雨災害特別資金」については、令和元年11月25日（月）から受付開始。
※令和元年11月22日予定の臨時市議会における議決後、制度の運用を開始します。
- ・「被災事業者事業継続奨励金」については、国県のグループ補助や持続化補助の公募時期を踏まえ、改めてお知らせします。
- ・令和元年11月28日（木）に被災事業者向け説明会を開催。

元 産 第 ○ 号
令和元年 11 月○日

市内金融機関 各位

いわき市長 清水 敏男

**「いわき市豪雨災害特別資金制度」の積極的な活用と
被災事業所の金融円滑化について(要請)**

令和元年台風 19 号による被害について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助に關する法律」に基づく激甚災害（本激）指定等を踏まえ、福島県においては、今般の災害により被害を受けた中小企業者への資金繰り支援として「豪雨災害特別資金」を創設したところであります。

本市におきましては、当該資金を活用し、事業再開を目指す市内事業者に対し、より一層の負担軽減を図り、一刻も早い復旧・復興を促進させる観点から、「いわき市豪雨災害特別資金制度」を創設し、当該県資金に対して信用保証料の補助と利子補給を行うことといたしました。制度の詳細は別添資料のとおりであります。貴社におかれましては各営業店等に対して周知するとともに、積極的な活用をお願いいたします。

今回の災害は、東日本大震災からの復興途上にある本市を直撃しました。今回の災害による負担が、震災復興に向けた負担とも重なり、被災事業者が事業の再開を断念するようなことがあっては、本市の地域経済に多大なる悪影響を与えることが懸念されます。

今後、年末の資金需要期を迎えることから、本制度の活用にあたっては、今回の災害の影響を直接・間接に受けている事業者であることを踏まえ、できるだけ低利での融資実行をお願いするほか、つなぎ資金の供与や借り換え、返済猶予等の貸付条件の変更等、顧客に寄り添った柔軟な対応をとって頂き、被災事業者の一日も早い復旧・再開に御協力くださいますようお願いいたします。

【事務担当】

いわき市役所 産業振興部 産業創出課

電 話：0246-22-1126 F A X：0246-22-1198

担 当：吉田/E-mail：yoshida-m-9@city.iwaki.lg.jp

元 産 号 外
令和元年 11 月 15 日

各 位

いわき市長 清水 敏男
(公 印 省 略)

令和元年台風 19 号等災害に係る被災事業者向け支援施策説明会の
開催について（通知）

この度の災害により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、市では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧・再開に向け立ち上がる際のお力になれるよう、次のとおり、事業者向け支援施策説明会を開催いたします。

国県をはじめ市の支援施策の制度概要及び申請手続き等について説明いたしますので、ご多忙中、誠に恐縮でございますが、ご出席くださいますようお願いいたします。

- | | |
|---------|---|
| 1 開催日時 | 令和元年 11 月 28 日（木） 10 時 30 分～12 時 00 分 |
| 2 開催場所 | いわき市生涯学習プラザ 4 F 大会議室
(いわき市平字一丁目 1 ティーワンビル 4 F) |
| 3 説明会概要 | (1) 事業者向け支援制度の概要について（国・県・市）
(2) 申請手続き等について |
| 4 参加機関 | 経済産業省、福島県、いわき市、いわき商工会議所、
福島県商工会連合会いわき支部、いわき経済同友会 |

[担当：いわき市産業創出課 0246-22-1126]